

# 健康診査等補助金支給規程

## (目的)

第1条 この規程（以下「補助金支給規程」という）は、カゴメ健康保険組合（以下「組合」という）の被保険者及び被扶養者が一般医療機関又は健診機関等において健康診査等（以下「健診等」という）を受け費用を負担したとき、その費用の一部を補助することにより、定期的な健診等の受診機会を広く与え、かつ奨励し健康管理並びに疾病予防に資することを目的とする。

## (健診等の種類)

第2条 組合が補助する健診等の種類は次のとおりとする。

- (1) カゴメけんしんドック
- (2) 歯科健診
- (3) インフルエンザ予防接種
- (4) 禁煙サポート

## (補助金支給要件等)

第3条 補助金の支給を受けるためには、次の細則に定める要件を満たしていなければならない。

なお、被扶養者の受診に係る補助金は、被保険者に支給するものとする。

- (1) カゴメけんしんドック  
カゴメけんしんドック実施細則
- (2) 歯科健診  
歯科健診実施細則
- (3) インフルエンザ予防接種  
インフルエンザ予防接種実施細則
- (4) 禁煙サポート  
禁煙サポート実施細則

2 前項各号の健診等にかかる補助金は、原則として地方自治体あるいは他の保険者等が実施、ないしは費用補助した健診等には支給しない。

3 第1項各号の健診結果等は、被保険者及び被扶養者の健康の保持・増進のための事業に利用することができるものとする。

4 第1項に定める細則に規定する実施機関等については次のとおりとする。

(1) 組合契約健診代行事業者とは、健診に係る業務を代行する健診代行事業者のうち、組合

が事業所から提出された健診代行事業者との契約締結依頼に基づき審査を行い、その結果をもって補助金の請求手続等について契約した健診代行事業者をいう。

(2) 契約外機関とは、組合契約機関以外の日本国内の任意機関をいう。

(補助金の支給額及び回数)

第4条 補助金の額及び回数は、次の細則に定める。

- (1) カゴメけんしんどック  
カゴメけんしんどック実施細則
- (2) 歯科健診  
歯科健診実施細則
- (3) インフルエンザ予防接種  
インフルエンザ予防接種実施細則
- (4) 禁煙サポート  
禁煙サポート実施細則

(実施方法及び申請手続等)

第5条 健診の実施方法及び補助金の申請手続等は、次の細則に定める。

- (1) カゴメけんしんどック  
カゴメけんしんどック実施細則
- (2) 歯科健診  
歯科健診実施細則
- (3) インフルエンザ予防接種  
インフルエンザ予防接種実施細則
- (4) 禁煙サポート  
禁煙サポート実施細則

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。